

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月12日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要
神奈川県鶴屋町地区緊急下水道調査工事
- 2 履行（納品）場所
神奈川県鶴屋町1丁目7番地先
- 3 契約日
令和4年7月22日
- 4 履行日又は履行期間
令和4年9月30日まで
- 5 契約金額
¥962,500. -（うち 地方消費税等相当額 ¥87,500. -）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
請負人 奈良建設株式会社 代表取締役 植本 正太郎
住 所 横浜市港北区新横浜一丁目13番地1
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
調査により、マンホールの劣化が判明した。陥没等の事故の発生原因となり得るため、緊急的に詳細な調査を実施する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
下水道工事の施工経験を豊富に有しており、水再生センターにおける防食を対象とした工事を実施していたため。
- 9 所管課
環境創造局管路保全課